

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: 〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780

ストを口実に国側逃避

原告ら裁判長に厳しく抗議

4月22日に予定されていた第13回公判は、「交通ゼネスト」を口実とした国側の逃避作戦のため延期となった。昨年の「スト権スト」の際に、原告側に拒否されたという経験にこりたためか、今回は原告側に何の連絡もないままに裁判所に泣きついて、その職権で延期してもらおうという卑劣な手段に出たのである。おそらく国側は、つぎのような考慮の下に今回の挙に出たのであろう。何よりも、反対派地主の土地に対する断行仮処分の判決が、原告らに及ぼす効果を見きわめようとしたこと。そして、国側代理人の総入れ替え人事に伴う時間かせぎと、おじ気づいた内田、村主両証人に“休息”を与えること、などであらう。

4月22日当日、公判延期に抗議して、原告ら約30名は裁判所につめかけ、スト中を大阪からかけつけた弁護団5名を迎えた。そして裁判所とかけ合った末、結局、裁判長の意向を入れ、弁護団と原告代表3名とが村上裁判長と会見することになった。

席上、原告側からつぎのように厳しく抗議した。「我々の代理人さえこうして来ているのに、国とあろうものが来れないとは何ごとか。断行仮処分という、原告らにとって重大な打撃を与えた判決の直後だけに、国の要求

を認めた裁判所の姿勢が疑われても当然ではないか」と。これに対し裁判長はつぎのように釈明した。「審議を促進するために決定した日程を守ろうと希望したが、国から正式の文書要請があり、裁判官の合議の結果、やむを得ず認めた。原告らの疑念は理解できるが、裁判官の構成や審議過程が違えば、異った結論が出て当然、ということを理解してほしい。自分としても、この大裁判に全力をつくす覚悟なので、引き続き協力を」と。原告らは、二度とこのような逃避作戦を認めないように、と強く申し入れた。

(以下22頁に続く)

第13回公判

二日間連続 松山地裁大法廷

5月27日午前10時より

被告側 内田、村主両証人の反対尋問

5月28日午前10時より

原告側 柴田俊忍証人
被告側 三島良績証人 } の主尋問

柴田証人によって原発の圧力容器の弱点明白に。おじ気づいた安全審査の主役たちに、さらなる痛撃を!

証言記録 7

内田秀雄証人（被告側）の反対尋問（その1）（第12回公判
1976年2月26日）

（文中の数字は調書の頁数を示す）

裁判長 それでは前回に引きつづき内田証人の尋問をつづけます。前回宣誓しておられますのでその効力はつづいております。

藤田 ³原告代理人の藤田です。私からは後続の代理人が技術的なことをききますので、審査に関する極く基礎的なところを二三点おききすることにとどめたいと思います。最初に前回の御証言では、昭和43年12月に内田さんが原子炉安全専門審査会会長に就任したということでしたが、これはどういう理由によるものか御存知のところはございますか。

内田 （かなり間がある）それは原子炉安全専門審査会のその当時の議事録にのっておると思いますので、それでおわかりいただけると思います。

藤田 その議事録は証拠としてでておりますがあなたの記憶でお答え願いたいのです。これからあとの証言もすべてそうですがね。

内田 前任者は東京大学の向坊教授でした⁴が向坊教授がその当時工学部長に就任されましたので、その時点で審査会の会長をやめられたわけです。そのあと私が引きついだということになっております。

藤田 沢山の委員の中で内田さんが選任されたということについてどういう御事情か知りませんか。

内田 特に記憶は御ありません。

藤田 前回の被告代理人の質問の際にお答え頂いたところで一点確認しておきたいのですが、⁵本件審査に関与しておりますかという

質問に対して、会長として参加しておるだけだという趣旨の御証言があったのですが、これはどういう意味でしょうか。というのはこの前のロッキードの事件のようにこれは全部社長や専務がやったことで私は知らぬ存ぜぬというおつもりで「会長として」という但し書きをつけられたのでしょうか。

内田 審査会の中に伊方をあつかう部会ができております。⁶詳細な審議はその部会でおこなわれてその結果、もちろん中間的な議論もございしますが、それを審査会で審査するわけです。私が「会長として」というのは部会には入っていないということです。

藤田 あゝそうですか。審査会の審議の結果をふまえてそれを総括して会長として決定に参加されたということですか。

内田 そうです。

藤田 ⁷そうするとこの件のことについておききすれば大概のことはお答え頂けるという前提でよろしいですか。

内田 えゝ、あまりこまかい事まで全部おぼえているとは思いませんけれども記憶の範囲についてはお答え致します。

藤田 ところで極く初歩的な事で恐縮なんです、原子炉設置許可の審査というのはどういう基準によって行われるものなんでしょうか。

内田 それは前回お話ししたつもりですが、⁸原子力委員会から指示を受けております、設計審査指針、立地審査指針、その時の資料と

しましては気象上のデータ、そういうような指針なり基準について原子力発電の施設の基本計画の妥当性を審議しているわけです。

藤田 許可の基準というのはどうなっているのですか。

内田 審査会が許可するわけではありません。原子炉の安全性について審議して報告するだけです。

藤田¹⁰ 許可の基準は規制法24条に規定していますね。これは御存知でしょ。

内田 え、そういう事はきいております。

藤田 「そういう事はきいております」ですか。

内田 やはりですから審査会が許可するのではないという事を申上げてるわけです。

藤田 ですが規制法24条に基いて許可されるんだということ

内田 それは良く知っております。

藤田 規制法24条を見えますとね、例えば一項と二項に分かれているわけですが、一項の三号などには原子炉を設置しようとするものが「設置する為に必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ原子炉の運転を適格に遂行するに足る技術的能力があること」という規定があることは御存知ですね。

内田 はい。

藤田 審査会の審議は今読み上げたところではどこを審査される訳ですか。

内田 主たる審査会の審査は原子炉の安全性についての審査でございます。その時に技術的能力の有無についての意見を具申いたします。

藤田 すると技術的能力の有無についても審査はされるとおききしていいわけですか。

内田 はい。

藤田 それから経理的基礎の事を¹²いいましたが、これはどこでどういうふうに審査されるのでしょうか。

内田 それはよく知りません。審査会の対象ではありません。

藤田 乙一号証の二を示します。この添付書類三に工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類とこういう項が目次にありますね。(はい)これは目を通された事がありますか。

内田¹³ 審査会としては別に必要な書類ではありません。

藤田 あ、そうですか。するとこれは審査外だと

内田 はい、そうです。

藤田 ただ、工事に要する資金の調達計画の欄の記載を見ても、開発銀行自己資金及び一般借入金により調達するとか、こういう簡単な記載があるわけで、別にこれこれのお金を貸してやるのかという添付書類もついてませんので、この程度のことで資金的な能力ありという判断がなされて許可される事については非常に¹⁴いぶかしく思う訳ですが、それは内田さんにおききしてもしようのない事ですか。

内田 はい。わかりません。

藤田 それから、その次の先程審査事項に入るとおっしゃった技術的能力の有無については何に基いて審査される訳ですか。

内田 申請書に書いてあります技術的能力を判断する資料でございますね。

藤田 というのは先程示した乙一号証の二添付書類の五のことですか。

内田¹⁵ はいそうです。もちろんこれについて申請者からの説明は受けます。

藤田 どういう説明を受けるんですか。

内田 この内容についての説明を受ける訳です。

藤田 どういう説明ですか、内容についてというのは。

内田 ですから原子力発電所設置運転する場合の技術者の数とかそのバックグラウンド等についての説明を受けるわけで。それは主として部会において審議されます。

藤田 これは四電がこういうことでやるんだ¹⁶というふうに将来の見通しを書いてあるだけですね。そうすると審査の時点では現実にはそうなるかどうかは、その辺のところはこれはこれでいい訳ですか。四電側がこうやると言えばそれはそれでいいわけですか。本当を言えば申請の時点でそういう技術的能力があるかどうかというのを確認するのが審査ではないでしょうか。

内田 ですから申請の時点で、設置許可がおりたあとですね、発電所の建設、製造、¹⁷運転に当っての技術的能力のあることを予測して審査する訳です。

藤田 そうすると予測するのは、あなたがたが予測されるわけですね。四電の言う事をそのまま信じて予測されると、こういう事ですか。

内田 四電の言っていることを説明を受けてその内容について審議するわけです。

藤田 時間的に言えば、現にそういう能力があるということではなくて、まだ大学に行ったりいろいろ研究機関に派遣したりしている人があって、こういう計画なんだという事でしょ、これは。

¹⁸**内田** ですからそれはもちろん運転が開始される時点までにいろいろ工事が進む段階においてですね、技術的能力は発揮できていく

わけですね。運転に際しては主任技術者がそこに存在することは当然であります。

藤田 申上げておるのは、許可の基準というのはあくまでも許可時にそういう事が適してるかということが、判断の大きな基準にならなきゃおかしいということで申上げてるわけです。四電がこうします、¹⁹「あしますというのをそのままそうだといいことで認めてしまうのでは一体何の審査かということ言ってるわけですが。審査というものはすべてこんな風に四電の約束をそのまま信じるという立場でおやりになる訳ですか。

内田 ですから今申上げたとおりでありますして申請書に書いてある内容を説明を受けてそれについての意見を原子力委員会に具申するわけです。許可は原子力委員会が行うんだと思います。

²⁰**藤田** 一番大事なところは四号の「原子炉設置の位置、構造及び設計が核燃料物質、使用済燃料を含む、以下同じという形で、核燃料物質で汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」というのが一番大きなチェックポイントだという風に理解してよろしいですか。

内田 原子炉施設の原子炉の安全性について審査する訳です。

藤田 いや、私の問いにそのまま答えて頂きたいんです。今規制法24条四号に書かれてあるところが一番重大なチェックポイントとして²¹審査されると理解してよろしいですか。

内田 ですから今あなたのおっしゃった事は必ずしも原子炉施設だけに関係している事ではない訳であります。ですから原子炉安全専門審査会は、原子力委員会の指示を受けて原子炉の安全性について審査するわけです。

藤田　すると内田さんのおっしゃる原子炉施設以外の問題というのはどういう問題ですか。例えば。

内田　それは審査会の対象外でありますからわかりません。(笑声) どのような質問かよくわかりません。

藤田²²　私はわかるように質問してるつもりなんですがね。ま、よろしいでしょう。ここに書いてある原子炉による災害防止という場合の災害の概念ですが、これはどういう風に理解してますか、会長として。

内田　具体的に明示されてるのが立地審査指針に書いてあります。立地審査指針に書いてありますような重大事故、仮想事故の想定をした時にも、施設外に対して放射線の傷害、災害を与えないということが、想定事故時²³であります。平常時の問題は告示²³にありますような放射線の影響を与えない基準が書いてございますね。平常時の場合は更にそれを下まわるいわゆるALAP(実用上できるだけ低く— as low as practicable)の精神によって放射能管理ということから平常時の問題につきましては、自然の放射線の影響の数パーセント以下におさえようと、そういうような基準が満足できるかどうかの審議であります。

藤田　私のおききしておりますのは、今の内田さんの話にも災害という言葉が出て来ましたが、そういう風にいろんな基準を設けて防ごうとしておる災害というものについての²⁴概念的な御理解をおききしておるわけです。例えば人が死ぬとかです、具体的に言えば。そういうレベルでお答え頂きたいわけです。災害とはそういうものですから。何レムとか何メートル離れるとか、そういう問題とはち

がいますからね。

内田　ですから、立地審査指針に書いたりしますように、審査の基準を満足しておれば、敷地の外に対しては放射線の災害とか傷害を与えないようになってる訳です。

藤田　その災害という事でね、その概念を²⁵きいておる訳ですから。

内田　その判断というものは立地審査指針に書いてあります。

藤田　災害の定義をきいておるわけです。

内田　……

藤田　私共普通考えればね、人が死ぬとか、それから農作物とか魚貝類とかそういうものに災害が及ぶかどうか、そういうことを審査するんじゃないかと思ってきいておりますのでね。

内田　ですから災害を及ぼさないところで押える訳ですから、ですから影響ないわけです。

藤田　あなたのおっしゃる災害という事の意味をきいておるわけですよ。及ぼすとか及ぼさないとか、それはまあ判断ですから。

内田²⁶　ですから平常時につきましては、500ミリレム/年というのが一つの基準になっている……

藤田　それは一つの数字の問題なんです。ですから、あなたが規制法24条ないしは今指針で災害という言葉が使われておるその災害の意味をです、おききしておる訳です。

内田　ですから放射線の災害、傷害を与えないという事、先程申し上げているとおりであります。

藤田　その災害を我々で理解すればどういう事になりますか。こう人体に対する災害です、放射線の影響を与えないと。とにかく

人体に与える災害、²⁷それから農作物等にいろいろ、これは結局人体にもどってくるわけですが、それから汚染によって農作物等物が売れなくなるという経済的な意味での災害、それから魚貝類に及ぼす影響、これらの点を防ぐという事で審査をするのではないんですか。そして又そういう基準が設けられているのではないんですか。

内田 御質問はわかりました。人体に直接及び間接に及ぶ放射線の影響を防ぐという事が災害を防ぐという事です。²⁸

藤田 すると当然魚貝類やいろんな食物連鎖というもので結局人体にとりこまれる、いろんな農作物に対する影響等が考えられるという理解でよろしいですか。

内田 ですから、フードチェーンは対象としては考えております。

藤田 フードチェーンというのは食物連鎖のことですか。

内田 はいそうです。

藤田 ²⁹ここでついでにおききますが、いわゆる原発排水、温排水という言葉でいわれておるかもわかりませんが、これの災害に及ぼす影響、これは生態系をみだすとか、霧が発生するとかいろいろ問題はございますが、その辺に対する審査も当然してるんでしょうね。

内田 原子力発電所から排水されますものの持っております放射能の影響については審査しております。

藤田 はあ、そうすると温度が及ぼすもろもろの影響については審査してないというお答え³⁰で宜しうございますか。

内田 それは原子炉の安全とは関係ありませんから審査の対象ではありません。

(場内騒然)

裁判長 しずかにして下さい。

(場内 国民を惑わすのか……の声)

藤田 このね、核燃料物質によって汚染されたものという風に24条一項四号に書いてありますが、これは必然的に熱を含んでおるものでしょう。すると熱とそれから放射性物質の影響をセパレートわざわざされるわけですか。一つの水が流れ出るわけですよ。水というのは放射性物質だけがちょろちょろと出るわけではなくってですね。³¹ですから核燃料物質で汚染されたもの、ものというのはまさにあたたかいしかし核燃料物質を含んでおるそういう「物」という風に理解して審査すべきではないんでしょうか。

内田 ですから、放射能あるいは放射線によって汚染されているものについては考えている訳です。

藤田 ですから熱の影響はどうなんですか。

内田 熱の影響は考えておりません。

藤田 それは考えなくてもいいということですか。

内田 原子炉の安全に関係ない³²からです。

(場内 関係ありますよ……の声)

それは国際的にもそういう考えです。

(場内騒然)

裁判長 しずかにして下さい。

藤田 ³²先程具体的な指針に基いてやるんだという趣旨の証言がありました、もう一度どういう指針がおっしゃって下さい。

内田 前回申上げましたように立地審査指針、設計審査指針、気象の手引等であります。

藤田 乙16号証を見せて頂きたいと思っております。17号証もついでにお願いします。今おっしゃったのはこの二つの書面でございま

すね。

内田 そうですね。

藤田³³ それから、その前にもう一つ基本的な事でおききしておきますが、伊方原発を一年間運転したとしますと、どの程度の死の灰の量がたまるわけでしょうか。

内田 死の灰の量……死の灰でどうということですか。

藤田 まあ通俗的に……、今日出した甲51号証、これにも死の灰という言葉が使われますので私共としてもこれは科学者共通の言葉じゃないかと思って、そんな質問が出るとは予想もしなかったんですが、死の灰という言葉³⁴をあなたは認めないんですか。

内田 核燃料の中に核分裂生成物を含む放射性物質が核納されることはわかっています。それは約、10の7乗～8乗キュリー（場内から非難の声）

裁判長 質問、応答中にあまり他の方から発言しないように。一生懸命きいているのにわからんようになる。

藤田 10の何乗とおっしゃいましたか。

内田 沃素が 2.5×10^4 キュリー/メガワット熱出力ですから、10の8乗から9乗少し下というところですよ。希ガスが約16万キュリーぐらいだと思います。詳しい数字は今おぼえとりません。

藤田 内田先生は御専門ですから、私共よく御存知だと思いますのでおききしますが、広島型の原爆の死の灰の量の何発分ぐらいに当たりますか。今定量的にお答えになりましたがもっと一般にわかりやすく言えばどうなりましょうか。

内田 広島型の原爆の数値をよく憶えておりませんから、はっきり比較することはでき

ません。

藤田 およそで結構ですよ。

内田 知りません。

藤田 私共そのくらいの事はお答え頂けるもんだと思って気楽にきいたんですが。そうですか。日本人の原爆体験というのは非常に、あなた方の原子炉開発というもの³⁶にとっても障害になってるんだということをあなたの方でいろんな文書で明白ですので、その辺のところをそんな風にお答えにならなくてもいいんじゃないんですか。……

内田 ……

藤田 まして原発と原爆とはちがうんだということをおっしゃってますね。

内田 ……詳しい数字を知らないから知らないんです。

藤田 先程示しました乙16号、17号証。先に17号証の方からおききしますが、これが策定されて使われるようになったのは昭和45年4月18日以降だと理解してよろしいですか。³⁷

内田 原子力委員会の指示を受けたという形ではそうだと、内容的にはもう前からこれを使ってるわけです。

藤田 きかれない事は答えて頂かなくても結構です。とにかく45年4月18日こういうものが正式に決って、これで原子炉についての安全設計をチェックするという審査の指針にしようという事になった訳ですね。

内田 はい、そうでございます。

藤田 参考までに聞いておきますが、美浜一号はいつ許可になったんでしょうか。

内田³⁸ 47年11月だと思います。

藤田 美浜一号のことをきいてるんですが、

内田 あ、美浜一号、失礼しました。美浜

一号は今……一寸記憶しとりません。

藤田 あの、私は記憶してるんで申し上げますが41年12月1日なんです。記憶を取りもどされましたか。

内田 はい、41年12月、はい。

(場内から声)

藤田 同じく二号はいつでしたか。

内田 二号は……

藤田 一号が決まれば二号も思い出しやすいと思いますかね。

内田 ……………はっきりおぼえとりません。

藤田 じゃ、私おぼえとりますので申し上げますが、43年5月10日、で思い出されましたか。

内田 え、え。

藤田 そうすると、余談になるかも知れませんが、この美浜一号二号等、他にもあったかも知れませんが、については安全設計に関する審査指針という形のものは無かったわけですか。

内田 ですから先程、答えるなどおっしゃいましたけれども、事実上こういう内容に³⁹ついては前から、わかっているわけでした、アメリカのデザインクライテリアも1967年にできておりますので、そういう設計の考え方というものは参考にする資料は十分あるわけです。

藤田 今さっきのお答の中でアメリカの事をおっしゃいましたね。1967年。

内田 え、ここに書いてあります1967年7月に発表したということでもあります。

藤田 そうすると今の42年……

内田 ですから67年に発表すると言いますのはですね、それ以前にドラフトとか、そ

れがある訳であります。それについて各専門家の意見を徴⁴⁰して正式に決定するのが67年7月という事であります。ですから原子力委員会が45年の4月に安全設計審査指針を決定して指示を受けたというのは、事実上以前からこの内容については、十分検討し利用もしている訳です。

藤田 こういう風に理解すべきなんでしょうか。日本の原子力委員会としては、独断に自主的に決めたものはないと、とにかくアメリカにそういう物があると、そしたらそれでやろうということで審査された、こういう事ですか。

⁴¹内田 そうではありません。

藤田 そうですね、今のお答をきくと。

内田 いや、アメリカのデザインクライテリアをそのまま審査指針に受けたとは申し上げとりません。

藤田 そしたら何か別の物を作ったのですかとおききましたら、それはないと、アメリカのそういう物を参考にしたんだというお答ですから、今みたいにきいてるわけです。

内田 参考にはしとりますよ。アメリカで開発されている原子炉でありますから当然の事であります。

藤田 とにかく美浜一号炉というのは昭和41年の許可ですね。

⁴²内田 はい。

藤田 どうも時間的な関係から言ってもね、おかしいです。先程のアメリカのいろんなものが出来たとおっしゃる時期、

内田 ……………おかしいといわれる意味がよくわからないんですがね。

藤田 参考にできる時点ではないじゃないかと。

内田 審査会が何も考えないで審議している訳じゃありませんから。

藤田 しかし少くとも日本の審査会独自としては、ある形のものとして形成された時期よりは、はるか以前のことですね。

内田 審査指針という形が形成された以前であるという事はもちろんそうであります。

藤田 そうですすね。すると我々は審査指針^{〔43〕}があって、まあこれ自体も問題が多いと思いますが、少くともこの程度のものすらも国民の前に明らかにせずにはすね、やっておったという事になる訳ですか。

内田 ……

藤田 べつにここに書いてある文章などというものは、そんなにその、この程度で書くのであればですよ、そんなに議論が要するような高度なむずかしい文章でもないというふうな私共の理解なんですすね。

上野検事 ちょっと裁判長。美浜のみをしつように質問されますが、本件の伊方とどういう風に関係づけるんでしょうか。

仲田代理人 いやいや、従前からすね、被告の方がおっしゃってるのは、先行炉の経験を入れてといわれてる訳ですから、先行炉というのは美浜一号炉が当然入ってる訳ですすね。美浜一号炉の時に一体どんな審査をしたのかと、関連としてききたいと、その時審査基準ないじゃないかと、そういう立証趣旨です。

藤田 そういう事で、私共なりに内田先生のお答えの中に、日本の原子力委員会がどういものかと、これはまあ見解の相異があるかも知れないが、よくわかったと思います。次へまいります。とにかく工学的安全性という面は今の乙17号証の指針によってチェッ

クされるとおききしてよろしいですか。

内田 はい。基本的にはそうです。

藤田 恐縮ですが17号証あけて下さい。この17号証前書きのところなんですすね、^{〔44〕}「米国原子力委員会が1967年7月発表した原子力発電所一般設計指針は、米国に於ける原子力発電所の基本設計を確立する際の手引きとすると共に、原子力委員会における許認可に際しての指針とすることを意図として作られたものである。」と書いてありますすね。

(はい)これはどう理解すればいい訳ですか。といいますのは、そのあとに、「この一般審査指針は、我国に於ても、原子力委員会の原子炉安全専門審査会における安全審査に際しては参考となるところが少なくないと考えられるので、本基準部会は米国の同指針を参考としつつ指針の策定をはかった。」^{〔45〕}こうあるわけですすね。(はい)そのあとに適用範囲というのが書いてあるでしょう。ここですね、「本指針は前書きに記述したような方針の下に調査審議して作成したものであり、本指針が適用される範囲は、米国における原子力発電所一般設計指針のそれと異なり、原子力委員会の原子炉安全専門審査会が安全審査をするに際しての指針に限定され、原子炉の設計の為の指針を意図した^{〔46〕}ものではない。」という記述がある訳ですすね。で米国の扱いと日本とでことさら範囲を限定されたのはどういう事なんでしょうか。

内田 御質問の趣旨わかりました。米国の原子力発電所一般設計指針といいますのは、この前書きに書いてありますように、「米国における原子力発電所の基本設計を確立する際の手引きとすると共に、原子力委員会における許認可に際しての指針」と書いてありま

す。これはアメリカの原子力委員会の許認可^[47]であります。

藤田 アメリカの場合はですね、私共の理解では、設計の為の指針と許認可の為の指針とは一つのものだという風に書いてあるとこういう事でいいわけですか。

内田 私の答がすんでから質問して下さい。適用範囲が今いわれたように限定されておりますのは、日本の原子炉安全専門審査会での審査というのは基本計画に対して審査する訳であります。それが詳細設計の工認（工事認可）の段階というのはそのあとに来る訳であります。でありますから審査会の審査というのは、この設計審査指針のうちで基本計画に関する内容を参考にして作ったということがあります。でありますからここに限定といた^[48]ますのは「原子炉安全専門審査会が安全審査をするに際しての指針に限定され原子炉の設計の為の指針を意図したのではない」ということです。ですから設計の指針ではないということでもあります。

藤田 基本計…

内田 基本計画を審査会が審査する時の審査の指針ということでもあります。

藤田 先程前提としてきいておった安全設計に関する審査指針という安全設計という言葉がについておる文章ですからですね、当然設計について審査するんだという風に理解しておりましたが、内田先生のお答えですと、基本計画^[49]について審査するんだということで、何か、羊頭をかかげて狗肉を売るといふ風に、表題と内容がちがうんじゃないですか、これは。

内田 そうじゃありません。安全設計に関する審査指針であります。審査の指針であっ

て設計の指針ではないんであります。

藤田 何をおっしゃいますか。設計の審査の指針でしょ。

内田 そうであります。審査会が行うのは基本計画について審査するんであります。ですから基本計画についての審査指針であります。

藤田 裁判長、おわかりですか。裁判長の御理解をきいてから質問をつづけます。

^[50]**裁判長** 基本計画とおっしゃるのは設計とはちがうんですか。

内田 基本計画に基いて……

上野 ちょっと発言を……

（ちょっとまちなさい、いや……あなた……ちょっとまちなさい……私はわからないんだから……あなたの意見きくんじゃないんだから—— 弁護人、検事のやりとり入り乱れてききとれず）

裁判長 しずかにして下さい。今の基本計画と設計との関連はどういうところにある訳ですか。

内田 原子炉安全専門審査会が、原子炉の安全性について審査して報告する。先程申されました規制法の24条についてといわれましたけれども、その内容といえますのは将来この基本計画について設計され製造され建設され運転され管理されて行けば、安全が保たれるという基本的な計画^[51]について審査する訳であります。その時点に於て原子力委員会に報告する訳でありますので、その基本計画、基本設計といってももちろん結構でありますけれども、それについての審査指針であります。

藤田 だからここに書いてありますのは安全設計に関する審査指針とありますからね、

基本計画についての審査指針と、こういう表現になるべきですね。

内田 いや、まああの、でも私の基本計画というのは安全設計に対すると考えて頂いても宜しいんですけども、設計というものを⁵²計画と基本、詳細設計に分けて御説明した方が宜しいと思いますから、そう申上げている訳でございまして、工認の段階に於ては設計の詳細について検討される訳であります。でありますから原子力委員会に審査会が報告する時点では基本計画について審査する訳であります。

藤田 すると逆に言えば、設計については審査しないという事ですか。

内田 いや設計というものの定義といえますか、その内容をどういふふう理解してお⁵³られるかということでありまして、基本計画があって始めて詳細設計があるわけでありませぬ。それ全体を含めて設計と申されれば、これは確かに設計についての審査であります。ですが、設計の方針がまず最初に決りませんと、詳細な設計は出ませんので、ですから詳細設計についてこれは審査する内容は十分もってないという事をここに限定という言葉で言っておる訳であります。

裁判長 ⁵⁴「そうしますと基本計画というのは基本的な設計と言いかえてもいいわけですか。」

内田 結構でございます。

藤田 ⁵⁵「あゝそうですか。するとおっしゃる基本設計というものは具体的にどういう形で審査会に出ているんでしょうか。」

内田 それは申請書に詳しく書いてございます。

藤田 乙一号証を示します。そのどこでしょうか。

内田 この全体のところですよ。(はあ……弁護人の驚きの声) この書類と添付書類を含めまして、

藤田 全体とすると、すると資金のことも書いてありますし、

内田 いやそれは別ですよ。

藤田 これ全体が、すると基本設計だということですか。

内田 審査の対象というものはそういう物ですよ。

藤田 審査の対象のことをきいているんじゃないですよ。

内田 ⁵⁶「それだけで詳細設計できる問題ではありませんから、詳細設計はそれからあとの話であります。ですから基本設計がそれにもられておるわけですよ。」

藤田 基本設計がもられておる。設計というと普通図面、設計図というものを意識しますね。私共も家を建てたこともあるんですが、例えば基本設計というものを、私の家は豊中ですから豊中市役所へ出す訳ですよ。それにはやっぱりちゃんとメジャーを入れて、柱の太さがいくらでどうか書いて出す訳ですよ。そして実施設計というのは又別にあります。内田先生にこんなお話しをしようとは思わなかったんですが、⁵⁷「基本設計というのは実施設計の対立概念ではないんですか。」

内田 建築の話とこういうものとは必ずしも一対一に対応しませんけれども、基本設計と詳細設計それから今のお話のように寸法の入った図面のように、製造図面とかいうものがありますけれども、それと今私が申上げる基本設計と基本計画とは大分ちがいます。設計に移す基本的考え方があります。

藤田 ⁵⁸「そうすると内田先生は、とに角基本

設計イコール基本計画だと、基本計画イコール基本設計だと、こういうお考えですか。

内田 いや、ですからですね、例示されるとわかんと思います、設計というものを非常に広く考えてらっしゃる訳です。ですからその一番最初の設計のいわば条件ですね、それが基本設計であり基本計画な訳です。ですから私は基本計画だと言った方がいいだろうと思ってそういう言葉を使っておりますけれども、ですからここに書いてある指針の安全設計⁵⁹という範囲は基本設計という段階でよいと思います。こまかい寸法の入っている図面ではございません。

藤田 そうすると、そういう細かい設計、実際どういうものが現実に建つかという、そういうものについて審査していないということですか。

内田 製造に直接密着するような、詳細設計については審査しておりません。

藤田 基本的にこういうものを建てるんだという設計目標みたいなものですね。そういうものが基準に適合してるかどうかという限度⁶⁰で審査した訳ですね。

内田 え、そう考えてよいと思います。

藤田 やっぱり私共思うんですが、現実にごうやるんだと向うが言うて来てですね、そうした場合実際どういうものが建つかと、それが審査じゃないんですか。そこをきちっと最後の段階で押えるのが。あなたそれ審査ですか、それは一体。

内田 ですから原子炉安全専門審査会が行います審査の範囲の中には、それは入ってないであります。

(傍聴席 そういうずさんな審査をするから今日の現状になるんだ。)

内田 それは工認の段階で確認される訳であります。

藤田 わかりました。そこのところはその程度で目的を達しておりますので次へ進みません。それから安全設計審査指針ですね、この三に書いてあります、⁶¹「これは非常に、まあ一つの抽象的な文章という形でいろいろ書いてありますね。もう少し定量的にきちきちと数値を入れてですね、これは書けないものですか。お書きにならなかったんですか。どうしてでしょうか。普通科学的な、安全審査ということになりますと、定量的にきちっと押えておくことが大事だと思いますのでね。こういう風な文章でほんとに出来るんかどうかと、本当に伸縮自在な感じがするんですがね。い⁶²かがですか。

内田 ですからこれの安全の目標といえますのは、規制法がありますし立地審査指針がある訳であります。それを満足する為の安全設計、その基本設計に関する……の内容でありますのでそういう細かい数字はここには入っていない訳であります。もちろん私がこれを決めた訳ではありませんから。

藤田 それは分りますけどね。

内田 それから細かい基準については、あと工認の段階で適用される基準なりがあるわけです。

藤田 あ、そうですね。すると細かい数字については審査会は、⁶³「我関せずということですか。

内田 そう言ってる訳ではありません。審査指針には細かい数字はない訳です。設計審査指針を満足してですね、しかも立地評価なり、告示に適用できる内容をもつかどうかというそのむすびつきの時に必要な数字が出て来る

訳です。

藤田 だけど数値抜きに安全だとか危険だとか審査できるんですか。

内田 ですから数値が入っていると申上げてるでしょう。

藤田 いや、あなたの段階では入っていないでしょう。

⁶⁴内田 いや、そうじゃありませんですよ。立地評価とそれから規制法ですね、……

藤田 今は立地評価の問題は話してない…(やりとり錯綜してききわけられず)

内田 いや、ですからこの適用というのはですね、安全目標があってはじめて適用できる訳です。それが立地評価であり規制法であり告示であります。その数字とこの設計の精神との結びつきのところで数字が出なければ審査できない訳です。ですからそれは申請書なり添付書類に詳しく出てる訳です。

⁶⁵藤田 申請書に出ているのはこれはいいんです。審査の基準としての数字が問題になっている訳です。

内田 ですから審査の基準というのは今も申上げましたように、告示であり立地審査指針であります。

藤田 ふーん、あと裁判所にお読み頂ければですね、その辺のところはわかって頂けると思いますので、次に行きましょう。それです、この適用範囲の後段のところ、乙17号証の、「そして本指針が内容とする全条は軽水動力炉の安全審査上重要な事項について集約したものであり、本指針を満足すれば安全審査はこれをもってすべて足りるというものではない。」という風に書いておられますね。⁶⁶これはどういう趣旨でしょうか。

内田 ですからこれは先程御質問がありま

したように内容が詳細にわたってないという問題がありましたですね。それで安全目標を達成しうる事が可能であるかどうかの具体的な評価についてこれを更に定量化しなければならない。そういうことでありますので、ただここに書いてあることだけを満足するものではなくて、ということを行っているのです。

藤田 はいわかりました。それで結構でしょう。それからその後ですね、「また、申請がこれによらない場合があったとしても、理由が正当化されれば⁶⁷不可とされるものではない。」私、およそその基準とか何というものに、こういう文句がついているのを見た事ないんですけどねえ。どういう意味ですか。これ。

内田 これはあの、設計審査指針の各項を決まりました内容につきましては先程申上げました安全目標という動かざる目標がある訳ですけれども、それについての設計の方針なり、それから装置の内容が機能なり目標が書いてある訳でございます。技術の進歩もありますし、又炉の形の変った⁶⁸違ったものもある訳です。ですから同じ目標に対しましても、ちがった原理のものがあっても、これはその設計審査指針の精神が満足できれば差つかえない訳であります。それがここにこう、うたっている訳です。

藤田 私共、これ、抽象的で定量的になってないというところに不満がある訳ですが、一応ずっと書いていらっしゃることはですね、やはりこれで尽きるかどうかは別にしてこういうところは押えなきゃいかんだろうとは常識的に思う訳ですけどね。内田先生この中で今の適用範囲の⁶⁹訳です、これによらない場合があったとしても云々のところですね、

この審査指針のいろんな項目の中のどれが欠けておった場合でも適当な説明がなされれば良いということなんでしょうか。

内田 定性的には、これは欠ける内容はありません。欠けて良いという内容はない。

藤田 いやいや、そういうことをおききしているんじゃないかって、折角書いていらっしゃいますからね、だからどれ一つとっても大事なことだと思いますのでね、だからこれ欠けてもいいんだということを書いてらっしゃいますから、具体的にそれならどういう風なものなら欠けてもいいんだということを考えられたのか、ということをおききしているんです。

内田 ですから、そういう例がでて来た時に検討する訳です。

藤田 は一、……読みが深いんですね、随分。(笑声)
指針というのはきっちりと決めといてですね、なるべくはみ出す部分が少ないようにするのが⁷⁰一番我々の安全にとっていいんでね。何かこんなぐにゃぐにゃ、はじめの方は加重してやるように書いてあって、あとの方では何かぐにゃぐにゃとしてもいいということが書いてあるし、どうしてこういう文章ができたんですか。何かこう、意見が分かれたんですか、作る時に。よくあの両論併記というのがあります、こういう形でやってますけどね。

内田 これを作りましたのは技術専門部会です。正確に申上げることは出来ないかと思いますが、工学的設計というものについては、基本的考え方が妥当であれば、2、3手法としてちがったものが出ることはこれは差つかえない訳であります。

⁷¹**藤田** 今言うてるのはそんな事ではないで

しょう。

内田 え、そういう事なんです。ですからそれが具体的に出て来た時に、その検討が、

藤田 今まで経験したこともないですね、あなた方が具体的にぶつかったこともないですね、新しいものが出て来るという場合を予想してこれを作られたんですか、こんな風にしてあるんですか。

内田 理由が正当化されると言いますのは、それを採用する時に十分な実験なり研究の背景があるという前提であります。ですからそれを⁷²むろん審査する訳です。

藤田 とにかく私共から見ればですね、先程の定量化されていないという点と、今の両方というか反対のことも書いてあるということで、我々としてはこれはうまく機能するものではないという事を申上げて、次に参ります。乙32号証を示します。これの表題は軽水炉安全設計審査指針に対する適用についてということになっておりますね。これは四電が出した文書ですね。

内田 はいそうですね。

藤田 でそれを原子炉安全専門審査会で受け付けたということで資料番号等が付してあるわけですね。これはこういうものを出すという法的根拠はあるわけですか。

内田 (間) 法的根拠と言われると、私には⁷³お答えする知識はもちかせておりません。

藤田 どういう資料がそろってるかどうかということはスタートの時点ですから会長として、要求された書類であるかどうかということは判断できないということは。

内田 ですから申請書なり添付書類と同じような内容をもってる参考資料であります。

藤田 あ、参考資料ですか。ということは

法的な義務はないが参考資料として出しておるんだということですか。

内田 はい。

〔74〕藤田 何の為にこういう参考資料を出させるんでしょうか。

内田 安全設計の基本的な考え方が妥当であるかどうかの説明をさせてる訳です。

藤田 その為にこういうものを出させる事にしてある訳ですか。

内田 はい。

藤田 これを内容的に見てみますと、先程の安全設計に関する審査指針の各項目が書いてあって、その下にこの点についてはこういうふうに設計するんだと、書いてあるわけですね。

内田 はい。

〔75〕藤田 すると、やはり、四電はとにかくこういうふうにやるんだと、あなた方に言うて来てるわけでしょう。で、それをどうしてその通りやるかどうかをチェックするんですか。

内田 ですから、こういう計画で将来設計し、製造、建設、運転しますという、先程から申して基本計画がこうであるということを説明させてある訳です。ですからこの基本計画にそって設計、製造、建設、運転、管理されれば安全が保たれるということを、私達が審査し確認する訳であります。

藤田 するとこの通りやるんだという事を、やっぱり確認するんでしょうね。

内田 ものに対する確認は工認で確認する訳です。

藤田 あなた方としては、とにかく四国電力を呼んで、こういう風にやるんだと言っておるので、その通りやるんだなということをやはり。

内田 え、それを審議して確認する訳です。

〔77〕藤田 審議は分かりませんが、ま、とにかく確認するんですね。そういうことですか。審査というのは。

内田 審査の一部はそういうことですね。

藤田 しかし、軽水炉の安全審査という問題ですからね。これ以外にそうするとどういうものを。

内田 ですから、これは設計審査指針との適用についての内容でございましてね、ですから先程申上げましたように、平常運転時に規制法なり告示を満足できるか、あるいは今でいいますと更にALAPの精神から言いま〔78〕して、5ミリレム／年に放射能の放出が限定できるかということ、それから立地評価に照らし合いましたありそうにもない事故を想定した時にも、安全が確認できるかということを検討する、これが一番大事な安全審査であります。

藤田 審査資料というものが、すでに裁判所の方に出ておりますので、これは客観的にわかる事ですから、ここはこの程度にとどめておきます。

次に、乙16号証の原子炉立地審査指針を示〔79〕します。これは題名から分りますように原子炉をどういう場所であれば作り得るのかという立地を審査する為の指針だという風に理解してよろしいですか。

内田 はい、そうであります。

藤田 どうしてこういうものがあるのですか。

内田 原子炉の安全性を確保するという為には、工学的な施設の内容だけでなくです、立地条件との対応でもって原子炉の安全性というものは確認されなければならない訳

です。その為の立地上の評価をする為の指針です。

⁸⁰ 藤田 あとでまた議論になると思いますが、とにかく立地上の評価をする為の指針だということですね。

内田 はい。

藤田 それで、この基本的な考え方というのが最初にありますね。この1の1ですね、原則的立地条件、これは原子炉がどこに設置されるにしても事故を起さないよう、設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然の事ではあるが、という表現でとにかく工学的な面はこういうことできっちりと押えておけという事がまず書いてある訳ですか。

⁸¹ 内田 はい。

藤田 しかし、これは私の理解ですけど、まあ人間の作るものですからね、いろんな事も起り得ると、なお万一の事故に備えないかんと、いうことでですね。公衆の安全を確保する為には、原則的に次のような立地条件が必要である、ということですね。

内田 はい。

藤田 すると、この前文を見ると、技術的、工学的な面と又別に、立地のことは立地のこととして考えねばならんということが書いてありますね。

内田 はい。

⁸² 藤田 それでね、次に行きますが、私にもよくわからないんですが、抽象的なんで、(1)の所ですが、大きな事故の誘因となるような事象が過去に於て無かったことはもちろん、ということでこういう誘因があるところに作ってはいけないのはいうまでもないことであるがという前提で、将来に於てもあるとは考

えられない事、又災害を拡大するような事象が少ないこと、文字通り読むとこういうように書いてありますね。大きな事故の誘因となるような事象、という抽象的な書き方⁸³の中で、具体的にはどういう事象を想定してるんでしょうか。

内田 例えば、高潮とか津波とか台風とか、一番大きな問題としては地震があるわけですね、の原因によって大きな原子炉事故を誘発しないと、そういうような誘因となるようなとはそういう事です。

藤田 あの方がちょっとややこしいんですが、高潮とか津波とか地震とか、そういう問題を誘因となるような事象という風に考えてこれが書かれたということですか。

内田 はい。

⁸⁴ 藤田 自然的な条件と、社会的な条件と二つあると思うんです、その誘因としてね。これは当然両方共お考えになって書かれた文章ですか。

内田 え、そうですね。

藤田 社会的な要因というのはどういう事を具体的に想定してらっしゃる訳ですか。

内田 社会的な誘因でもって原子炉事故が起る事はまず日本では考えられないですね。具体的にはないと思いますけ。

⁸⁵ 藤田 今社会的な要因も考えてお書きになったんでしょうという事で、そうですという事で、その内容はときくと、そういう事は考えられないと、それではちょっとお答えにならないです。ちょっと考えて下さい。すぐ答えなくてもいいですから。

内田 ……

藤田 例えばね、航空機事故等でございますね。まあ、こういうものの事ですか。

内田 航空機事故に関しましては、航空機によっても例えば墜落という様なものが大きな原子炉事故を⁸⁶起さないというような、非常に起りにくいということを判断しております。ですからそれを一つの社会的事象だと言えそうです。

藤田 判断の問題を今きいている訳ではなくって、社会的な誘因として何が考えられておるかということをおききしてるわけです。なかなか思い出して頂けないので私が航空機事故のことですかという……

内田 ですから自然現象以外に社会的な誘因というのは、とにかく国際的には今のような飛行機の問題と……

⁸⁷**藤田** 当然戦争の問題もありましょね。

内田 ありませんですね。考えておりません。

藤田 敵国がですね、日本に仮に戦端を開いた場合に、やはり一番ダメージ与えるのはエネルギーの機関である発電所だと言うところですね、私が敵の将軍であれば、そこはやっぱりねらうと思いますかね。これは極く普通の想像力で考えられることで、特にそれを除かれるのはどういうことなんでしょうか。自衛隊もありますし、日本は軍隊をもってるみたいですから。日米安保条約もありますし、

内田 そういう事は考えられません。

(間)

藤田 できるだけ考えて頂きたいと思いますがね。そのあとですね、又災害を拡大するような事象も少ないこと、⁸⁸ということはこれは具体的にどういうことでしょうか。

内田 ですからこれは、例えば放射能の放出が伴うような事故があったような時に、災害が拡大する、例えば気象上の問題とかそ

ういうことであります。

藤田 気象上の問題だけですか。やっぱりはじめから全部考えられたことをおっしゃって下さい。私、とても気象上の問題だけとは考えられませんので、時間がかかりますから、なるべくはじめに広く答えておいて下さい。

内田 ……

藤田 気象上の問題だけしか考えてないなんて、そんな事……

内田 災害を拡大するというのは放射能の放出された条件からですね、その放射能がどのように拡散していくかということありますから、気象の問題、地形の問題、それから周辺の問題が入って来る訳です。

藤田 なる程ね。周辺の問題が入って来るんですね。周辺の問題、地形の問題というのは、どういうことですか。

内田 ですから風がですね、どのように拡大していくかというのは地形上の問題も入って来る訳ですね。山があるとか川があるとかいうことも、もちろん入る訳です。

藤田 そうすると、避難しやすい場所であるかどうか、そういう要素も当然はあっておると考えてるんですが、⁹⁰そういうことは考えて頂けてないんですか。

内田 ですから立地審査指針のあとをよく読んでごらんになるとわかりますが、立地評価をする時に、想定する事故として、重大事故と仮想事故を考える、想定しようということとあります。で重大事故をあるいは仮想事故を想定した時に非居住区域を必要な範囲をこういう風にして評価しなさい。

藤田 今の話はね……

内田 ですから、仮想事故に対しては低人

口地帯というものが、こういうことで評価しなさいと書いてある訳です。ところが実際の原子力発電所^{〔91〕}になりますと、事故の評価の結果として、非居住区域とか低人口地帯に必要な範囲というのは、全部敷地の中に事実上入ってしまってる訳であります。ですから災害を拡大する事象というところに社会的な事象ということは当然考えた結果敷地の中に入ってる訳ですから問題はない訳です。これが日本の原子力発電所の立地の現状でございます。

藤田 すると敷地に全部そういう事は^{〔92〕}入っておるから、他の自然の事は考える必要ないという事ですか。さっきは何か周辺の事とか地形とかいうこともおっしゃったんですが。何か私、ちっともわからないんです。

内田 ですからそれを考慮した上で評価したところが、結果がですが実際には全部敷地の中に入るようになってる訳です。

藤田 あのね、原則的立地条件という風に書いてあるわけです。というのは、そういう問題以前に原則的にどこに置くかという問題として、ここに書いてある訳で、もっと先をよんで下さいというんじゃないで、今原則的^{〔93〕}という事でいろいろたしかに御親切な配慮が書いてあるので、それを具体的におききしてるんで、それを立地の中に全部日本の場合は含まれてるんだという事でいいんですか。あなたの御理解はそうなんですか。

内田 立地評価はそれとは別個であります。

藤田 すると、東京のまん中에서도一定のスペースがあれば作れると、伊方大のスペースがあれば作れると、伊方の規模の同型炉であればということですか。

内田 いや具体的に東京のような都心では地盤がございませんですね。原子力発電所は

^{〔94〕}まず強固な地盤がなければ耐震設計が可能ではありませんので、ですからそういう地盤は都心には得られませんですね。それと冷却水の問題もありますから。

藤田 まあ立地条件のことについては、今のお答えを頂ければ大体その、それ以上おききする必要もない、本当は、で、そこは、ま、そこで、結構です。時間もございますので。ただ一点おききしておきますが、今地形という事もおっしゃいましたのでね、例えば本件の伊方の炉みたいに、^{うちうみ}内海である瀬戸内海に、何十メートルですか、何百メートルですか、割合近いところにあるという条件の場所ですね。これはやはり、瀬戸内海というものの存在が、我々の素人考えかも知らんのですが、大きな事故が起きてそれに大量の放射性物質が流れ込むという事態が起れば、これはまさに単に砂漠の中だとかとちがって、非常に国民生活に大きな影響を及ぼす、災害を^{〔95〕}まさに拡大する要因だという風に考える訳ですが、それはどうなんでしょか。

内田 そういう恐れがない様に、立地上の評価をするわけです。

藤田 それから参考までに聞いておきますが、さき程東京の中で造れるかという問に対しておっしゃいましたが、もう一べん、どういう条件で、一応敷地のスペースだけ考えれば出来るんだが、色んな他の条件があるから現実には出来ないんだとおっしゃいましたので、その色んな諸条件というのを内田先生なりに上げて頂きたいと思います。

^{〔96〕}**内田** 原子力発電所の立地の条件といいますのは、ここに書いてある立地審査指針ばかりでなしに、工学的にはまず冷却水が充分得られるということが必要です。

藤田 東京では冷却水が得られないということですか。

内田 ええ得られない。それから工学的には、原子力発電所は耐震設計が日本では一番重視されております。その地盤が得られないということが致命的だということです。

藤田 耐震設計が重要であるが、その耐震⁹⁷設計をしてもなおかつ安全だという地盤は、東京では得られないということですか？

内田 経済的なことを無視すれば出来ないことはないと思いますけどね。

藤田 いや、一通り私の間に答えて下さい。さっき出来ない要因として色々上げられたので記録に残しておくためにもう一ぺん確認してるだけのごとなんです。水の問題をおっしゃいました。それから耐震設計をもたすだけの地盤がないということをおっしゃいました。それから、何かありますか？

内田 適切な広さを確保するだけの条件がそろふことが必要だと思います。

藤田⁹⁸ というのは人口密集だから立ち退き費用が沢山かかるという経済的な要因ですか？

内田 いや、そういうことじゃないですね。敷地を確保することです。たとえば今、伊方の発電所にあります必要な敷地がある訳です。それだけのものが都心に確保できるかどうかということは私には判断つきません。

藤田 それは結局、物理的なスペースとしては東京都の面積というものはきっちり出ておりますから、そうでなく敷地がないというのは例えば新宿御苑という広い所がありますね、あれをつぶして造るということになれば伊方よりむしろ広いということで造れるんじゃないですか？

内田 それはまず冷却水がありません。

傍聴席 伊方にだって、ないぞ。

藤田 東京に冷却水が無いなどということは、私非常に興味のある御意見としてお聞きしまして、次にまいりましょう。

この一の基本的な考え方の(3)の所でですが、「原子炉の敷地はその周辺を含め、必要に応じ公衆に対して適切な処置を講じうる環境にあること」と書いてありますね。これは公衆に対して適切な処置を講じうる環境というのはどういうことでしょうか？

内田¹⁰⁰ これは後の低人口地帯に受けている訳であります。低人口地帯の所を御覧頂ければお判り頂けるかと思えますけれど……

藤田 いやいや、基本的立地条件の基本的なことですから、そこへ行く迄の間のことですからね。基本的立地条件ですなまず。基本的にこういうことだという所をまずおさえてね、その後で先生のおっしゃりたい所へ進展すると、そういう論理構造になっていると私は理解しますのでね……

内田 ですから仮想事故を想定した時に、何等の処置をしなければ、めやす線量として例えば成人の甲状腺に対して300レム、全身25レム以上になる様な所は、低人口地帯にしないと、そういうことなんです。¹⁰¹それをとるのが何等かの処置であります。ところが実際にはそれが敷地の中に入っていますから、対象として問題になることはない訳であります。

藤田 私、どうも素人理解ですすね、まあ素人理解でも、別にそんなに素人だとも思いませんけどね、公衆に対して適切な処置をとるといのは、少くとも大きな事故が起こった時に逃げやすい場所とかいうものをまず考えるのですけれど、そういうのではないんで

すか？

内田 仮想事故とか重大事故と無関係の何かの原子力発電所の施設の中に事故とか問題があった時に、公衆に対して通知をするとかいうことがあるだろうと思います。で、それを含めての処置だと思えます。立地評価に対しての措置というのは低人口地帯と結びついている訳です。

藤田 それから先程から重大事故、仮想事故という、特に仮想事故というお話が出て来る訳ですが、立地審査の中ではやはり重大事故、仮想事故を想定することは義務づけられておるのですか？¹⁰³「定められておりますね。

内田 はい

藤田 これは、重大事故のことは時間がありませんので又別のの人に譲りますが、仮想事故というものは、どうして想定する様になっている訳ですか？

内田 実際には起こりそうもない大きな事故の発生を仮定しまして、しかも、その場合でも放射線の災害を与えないという様な想定事故を考えて安全対策をたてるということが原子力の安全の他の安全と違¹⁰⁴った非常に大事な所です。そういった意味で仮定する訳です。

藤田 そうすると、こういう風に理解してよろしゅうございますか？先程広島型原爆のことも申し上げましたが、どの様な物的な設備を持っているものにしてますね、非常に大量の危険・潜在的危険とおっしゃっておられる様ですが、そういうものがあると、で、そういうものがいつどうい¹⁰⁵う事故を起こすか解らんから最大限のものを想定してですね、敷地をきめておかなければいかんということ¹⁰⁵で、技術的に今の専門家のレベルでも予想されない様なという前提つきですが、我々はそ

れに対して異論を持っておりますが、兎に角です、そういうこと迄取¹⁰⁶って想定しなければ置けないんだと、やはり原発が持っておる本質的な危険性からそこ迄配慮しようということでしょうね。

内田 ええ原子力発電所というものは、現在のものは核分裂にもとずいてる訳ですから分裂生成物がベレットの中に内蔵されるという潜在的なものを持ってる訳です。ですからそれに基いて原子炉の安全というものは確保されなければならない。

藤田 私と意見が一致した様ですけど、伊方の場合では仮想事故として、一次冷却管破断だとか蒸気発生管の事故だとかいうものを想定していらっしゃいますが、例えば伊方の場合で仮想事故、想定された仮想事故、まあ各々の場合で違¹⁰⁷うんでしょうが、最大限として外に出る放射性物質の量は全体の何パーセント位だという形で想定して審査された訳でしょうか？

内田 冷却材を喪失した時の仮想事故をとり上げれば、審査会の報告書にも書いてありますように、ヨウ素が994キューリー、それから希ガスが16万何千キューリーと評価しております。

藤田 そうするとそれは全体のどの位になるんですか？

内田 ヨウ素の場合に、1万分の1位かと思えます。

藤田 それから、もう一つの場合は？

内田 希ガスはほとんど百パーセントです。

藤田 この仮想事故というものの定義をもう一遍失礼ですけどおっしゃって下さい。

内田 仮想事故とい¹⁰⁹いますのは、重大事故を越える様な技術的見地からは起こるとは考

えられない事故であります。

藤田 そうすると、技術的見地からは考えられない様な事故を敢えて想定しようと、安全確保のためにと。そうすると今さっき希ガスは百パーセントだけれども、ヨ一素は1万分の1ですか。これ全部出る様に想定するのがいいんじゃないんですか？ なんて、そういう風に1万分の1というのはどこから出て来るんですか？ そそこが私何ぼ考えても解らんのです。同じ想定するのならばですね……

内田 いやそれは、ヨ一素と希ガスの違いから出て来る訳です。

藤田 気体は外に逃げ易いことそれは解るんです。例えばヨ一素が1万分の1しか出て来ないという限定が、技術的に考えられない事故を敢えて想定していらっしゃるのに、私共はそれも起こり得ると思っておりますけど、まあ先生がたの御意見では、敢えて想定していらっしゃるのに、何故1万分の1しか出ないというそういうことに。

内田 それは審査会の報告書を良く読んで頂けると解ると思いますけれど、重大事故をまず考えまして、¹¹¹その上に仮想事故を考える訳です。その仮想事故を重大事故の上に想定する場合に、安全防護施設の一部が性能を発揮しないという様に仮定して、その時に放出される放射能を基として、立地の評価をするということです。でありますから報告書にあります様に、ヨ一素は燃料から格納容器の中に50パーセント、希ガスが百パーセント出ることが想定の方でございます。

藤田 そうすると技術的に考えられないという前提を¹¹²たてながら、しかし、出る量の限定の根拠になっているものはやはり安全装置の全部ですね、主要な所が働かない場合もあ

り得るんだということは想定していらっしゃるということではないですか？

内田 安全装置の性能を無視している訳です。ということは報告書にちゃんと書いてあります。

藤田 性能の一部を無視している？

内田 安全装置、働くんです。それはもう設計審査指針によって設計されて¹¹³おりますしそれも確認されるものですから、安全防護施設は働くんです。作動するんです。ただ立地評価のために、その性能を無視して放射能の立地評価のための基となる量を仮定するために、そこで性能を無視して、ヨ一素が50パーセント、希ガスが百パーセント、格納容器の中に放出されるという前提をたてる訳です。

藤田 色んな安全施設の性能が無視されれば、やはり相当の量が出るということになるんじゃないですか？ 無視する量を¹¹⁴適当に加減していらっしゃるから、そういう数字が出ることになるんじゃないですか？ 全部働かなければやはり、とことんまで行ってしまいますからね。

内田 全部働かない訳ではありません。書いてあるでしょ、ちゃんと報告書に。

(場内 笑い)

冷却材喪失事故を考えると、その時にECCSは作動するんです。

藤田 だからね、前提として技術的には考えられないという前提をおいて、しかも働くとか何とか言うから、私には解らないんです。技術的に考えられない¹¹⁵ということを前提にされるんならね、やっぱり安全装置も皆働かないという前提に立たれたらいかがですか？

内田 ですから、冷却材喪失事故そのものがもともと技術的に考えられる様なものじゃ

ない訳です。しかもその上にECCSの性能を無視するという事は技術的には考えられないんです。ですから、もう仮想事故は技術的には起こるとは考えられません。そもそも立地評価のためにそれを想定する訳です。

藤田 まあ兎に角私共としては、今の御説明とても納得できませんし、伊方なら伊方のスペースで置けるんだということを、仮想事故でも置けるんだというその数字を出すために、こう色んな内部的な数字の操作でそういう風におっしゃっておられるとしか理解できないんですけど、これは見解の相異ですかね。

内田 御質問の意味がよく解りませんがね。

藤田 兎に角技術上考えられないことを敢えて想定しながら、しかしなおかつ未練がましく何か働くとか言うこと、これどうもともと仮想事故という概念と矛盾した¹¹⁷想定じゃないでしょうか？

内田 立地評価における想定事故を仮想事故と言っておりますが、例えば冷却材喪失事故を基に置きました場合に、大口径破断或いは小口径配管の破断があって、しかもその時にECCSの性能を無視して燃料の大部分が溶融したことに相当する放射能の放出を基に立地の評価をするというのは、立地審査指針ばかりでなしに、国際的な安全評価の基本でございます。

藤田 私はこれで一応終わります。

(1頁から続く)

ついで、地質・地盤の鑑定人として申請中の生越教授の採用を求めた。国側は、専門が違うとか、四電が1億円もかけた調査以上の結果が出るはずもないとか、語るに落ちた意

見書を出し、反対提案として2名の学者による共同鑑定を申請していた。誰がやろうと真実の一つ、との原告側の主張が入れられ、双方の推せん者を同時採用すると決定。

午後からは、原告らと弁護団の話し合いが持たれ、断行仮処分に至る「土地裁判」の経過、仮処分に対する現地での対応、さらには個々の原告と弁護団との接触の不足、などをめぐって突込んだ意見交換が行われ、問題点が抽出された。そして、それらを克服しつつ、地元の崩壊を期待している国や四電に、事実を以て不退転の決意を示すことを誓い合った。散会后、原告らは県庁に対し、四電とのゆ着を許さない、との抗議を申し入れた。(Q)

会計報告 (76.4/6~5/6)

収入

会費	90,000
ニュース購読料	89,850
カンパ	57,200
前月よりの繰越	17,676
計	245,476

支出

ニュース代金	100,000
郵送料	18,470
為替手数料	1,530
松山地裁への抗議行動	77,040
旅費 (行動費)	53,040
会場費	1,500
コピー代	20,150
資料費	1,750
事務費	4,810
計	225,250

繰越金 20,226

いよいよ、毎月2日連続公判の開始です。
“兵糧補給”に一そうのご協力を(事務局)